



三重県公報

令和3年10月8日 (金)

第 250 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
616	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
617	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
618	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
619	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	5
620	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
621	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	7
622	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	7
623	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(斎宮歴史博物館)	8
選 管 告 示			
72	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	8
73	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出	(同)	9
74	公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨の報告	(同)	9
75	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	10
76	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	10
77	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	11
78	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	11
公 告			
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	12
	同件	(同)	12
	同件	(同)	12
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(警察本部)	13

告 示

三重県告示第 616 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470102647	訪問介護事業所 華々ライフケア	三重県桑名市播磨 2505-2 大和ビル 1F 1号	株式会社華々ライフケア	令和 3 年 9 月 16 日	訪問介護
2460790252	アクア訪問看護ステーション	三重県松阪市内五曲町 字下沖 22	株式会社アクアメディカル	令和 3 年 10 月 1 日	訪問看護
2461390128	訪問看護ステーションひまわり	三重県名張市桔梗が丘 2 番町 5 街区 65 番地 101 号室	株式会社メディカルサービストラスト	令和 3 年 10 月 1 日	訪問看護
2462790128	笑楽訪問看護リハビリステーション	三重県多気郡明和町金剛坂 777 番地 21	株式会社わらく	令和 3 年 10 月 1 日	訪問看護
2450980038	介護老人保健施設 鳥羽豊和苑 訪問リハビリテーション 鳥羽豊和苑	三重県鳥羽市安楽島町 字腰掛 1045 番地 77	医療法人豊和会	令和 3 年 10 月 1 日	訪問リハビリテーション
2470704053	ホームケアみくも	三重県松阪市中林町 410 番地	株式会社ホームケア南郊	令和 3 年 10 月 1 日	通所介護
2472701339	リハビリデイサービス 暖すば ら・ら・ら	三重県多気郡明和町大字有爾中 1557-1	アイリス南郊株式会社	令和 3 年 10 月 1 日	通所介護
2470506227	株式会社 e n カンパニー	三重県津市寿町 12-19	株式会社 e n カンパニー	令和 3 年 10 月 1 日	福祉用具貸与
2471201448	レンタルケアH	三重県伊賀市柘植町 8806 番地	株式会社 R e	令和 3 年 10 月 1 日	福祉用具貸与
2470506227	株式会社 e n カンパニー	三重県津市寿町 12-19	株式会社 e n カンパニー	令和 3 年 10 月 1 日	特定福祉用具販売
2471201448	レンタルケアH	三重県伊賀市柘植町 8806 番地	株式会社 R e	令和 3 年 10 月 1 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 617 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2460790252	アクア訪問看護ステーション	三重県松阪市内五曲町 字下沖 22	株式会社アクアメディカル	令和 3 年 10 月 1 日	介護予防訪問看護
2461390128	訪問看護ステーションひまわり	三重県名張市桔梗が丘 2 番町 5 街区 65 番地 101 号室	株式会社メディカルサービストラスト	令和 3 年 10 月 1 日	介護予防訪問看護
2462790128	笑楽訪問看護リハビリステーション	三重県多気郡明和町金剛坂 777 番地 21	株式会社わらく	令和 3 年 10 月 1 日	介護予防訪問看護
2450980038	介護老人保健施設 鳥羽豊和苑 訪問リハビリテーション 鳥羽豊和苑	三重県鳥羽市安楽島町 字腰掛 1045 番地 77	医療法人豊和会	令和 3 年 10 月 1 日	介護予防訪問リハビリテーション
2470506227	株式会社 e n カンパニー	三重県津市寿町 12-19	株式会社 e n カン	令和 3 年	介護予防福

			パニー	10月1日	社用具貸与
2471201448	レンタルケアH	三重県伊賀市柘植町 8806番地	株式会社Re	令和3年 10月1日	介護予防福 社用具貸与
2470506227	株式会社enカンパニー	三重県津市寿町12-19	株式会社enカン パニー	令和3年 10月1日	特定福祉用 具販売
2471201448	レンタルケアH	三重県伊賀市柘植町 8806番地	株式会社Re	令和3年 10月1日	特定福祉用 具販売

三重県告示第618号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年10月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン四日市泊
四日市市泊小柳町2番地1他20筆
- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)

氏名又は名称
(仮称) イオンタウン四日市泊

(変更後)

氏名又は名称
イオンタウン四日市泊

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	渡邊 修
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬1295番1	神尾 啓治
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本 忠久
株式会社田原屋	神奈川県川崎市幸区堀川町580	田熊 太郎
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港中島町六丁目8番1	鈴木 信輝
オーロラ株式会社	東京都千代田区麴町一丁目7番地2	若林 康雄
ワキタ株式会社	岐阜県岐阜市三歳町五丁目2番地8	高井 修
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号	吉田 馨
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久
株式会社オンリー	京都府京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地	中村 直樹
株式会社ユニクロ	東京都港区赤坂9丁目7-1 ミッドタウンタワー	柳井 正
株式会社ジン	四日市市新正1-12-4	山本 篤
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山717番地1	柚木 治
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介

イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目2番17号	猪飼 千壽子
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市中区今池三丁目4番10号	木下 尚久
株式会社CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚三丁目488番地	北方 康弘
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区築地四丁目1番1号	大野 禄太郎
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁
株式会社リプロプラス	東京都立川市柴崎町三丁目6番29号	玉井 俊也
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡四丁目17番8号	米津 一郎
株式会社ぶりず夢	愛知県春日井市東野町五丁目1番地5	森下 恵治
株式会社メガスポーツ	東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号	石塚 幸男
イオンパイク株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目4番地	渡邊 浩昌
株式会社パルティー	大阪府大阪市中央区船場中央3-2-8-325号	浅野 雄
株式会社ニトリ	東京都北区神谷三丁目6-20	武田 政則
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王2-2-2	田中 公雄
株式会社ライフ・ビート	広島県広島市西区三篠町3-25-2	窪 英明
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
有限会社原真堂	四日市市中部15番12号	保位 真吾
永井自動車工業株式会社	四日市市北浜田町9番14号	永井 宏明
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷 隆平
服部 俊昭	四日市市広永町631番地	—
株式会社タカヨシ	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地	高品 政明
株式会社菓子問屋カナモリ	岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸63番地	金森 文男
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	尾田 信夫
伊勢湾マリン開発株式会社	津市桜橋三丁目53番地の1	大橋 洋之
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	菊地 孝
スマートツール株式会社	岐阜県岐阜市芋島三丁目6番20号	三輪 哲久
アイ・ティー・エックス株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号	野島 廣司
株式会社ヤナセ	東京都港区芝浦一丁目6番38号	吉田 多孝

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	坂本 晴彦
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬1295番1	神尾 啓治
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本 忠久
株式会社田原屋	神奈川県川崎市幸区堀川町580	田熊 太郎
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港中島町六丁目8番1	内山 誠
ワキタ株式会社	岐阜県岐阜市三歳町五丁目2番地8	高井 修
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号	吉田 馨
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久
株式会社オンリー	京都府京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地	中村 直樹
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地1	柳井 正
株式会社ジン	四日市市新正1-12-4	山本 篤
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	柚木 治
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美

株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目 2 番 17 号	猪飼 千壽子
株式会社ジーフット	東京都中央区新川 1-23-5	木下 尚久
株式会社CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚三丁目 488 番地	北方 康弘
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区築地四丁目 1 番 1 号	大野 禄太郎
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中 仁
株式会社リプロプラス	東京都立川市柴崎町三丁目 6 番 29 号	玉井 俊也
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡四丁目 17 番 8 号	米津 一郎
株式会社ぶりず夢	愛知県春日井市東野町五丁目 1 番地 5	森下 恵治
株式会社メガスポーツ	東京都中央区日本橋堀留町二丁目 8 番 4 号	石塚 幸男
イオンバイク株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 4 番地	渡邊 浩昌
株式会社ニトリ	東京都北区神谷三丁目 6-20	武田 政則
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王 2-2-2	田中 公雄
株式会社ライフ・ビート	広島県広島市西区三篠町 3-25-2	窪 英明
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
有限会社原真堂	四日市市中部 15 番 12 号	保位 真吾
永井自動車工業株式会社	四日市市北浜田町 10-3	永井 宏明
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	金谷 隆平
服部 憲嗣	四日市市広永町 631 番地	—
株式会社タカヨシ	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番地	高品 政明
株式会社菓子問屋カナモリ	岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63 番地	金森 文男
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾田 信夫
伊勢湾マリン開発株式会社	津市桜橋三丁目 53 番地の 1	大橋 洋之
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目 22 番 7 号	菊地 孝
スマートツール株式会社	岐阜県岐阜市芋島三丁目 6 番 20 号	三輪 哲久
アイ・ティイー・エックス株式会社	神奈川県横浜市西区南幸 1-1-1	野島 廣司
株式会社ヤナセ	東京都港区芝浦一丁目 6 番 38 号	吉田 多孝
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合 1050-2 与野太平ビル 3F	正木 宏和

3 変更年月日

令和 3 年 9 月 1 日

4 変更理由

- (1) 正式名への変更
- (2) 店舗入替えによる変更

5 届出の日

令和 3 年 9 月 24 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 10 月 8 日から令和 4 年 2 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 619 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野鈴鹿線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市河芸町東千里字縄境 1 番 1 地先から 津市河芸町千里ヶ丘 85 番 2 地先まで	旧	12.3~16.2	23.4
	新	16.2~19.7	23.4

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山安濃線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市高野尾町字北山 4737 番 1 地先から 津市高野尾町字下り町 1164 番 1 地先まで	旧新	1.5~29.5	1,229.6
	新	12.0~38.8	1,297.4

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市嬉野小原町字中川原 874 番 2 地先から 松阪市嬉野小原町字平野 1153 番 4 地先まで	旧	9.6~15.4	70.0
	新	9.9~30.4	70.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浜島阿児線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市浜島町松山路 4 番 9 地先から 志摩市浜島町塩屋 183 番地先まで	旧新	7.4~45.4	842.8
	新	10.6~62.4	703.9

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七色峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市神川町長原寺ノ上 1158 番 3 地先から 熊野市神川町長原字井屋ノ谷 1156 番 2 地先まで	旧	4.8~13.8	216.5
	新	9.4~32.0	216.5

三重県告示第 620 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 421 号	員弁郡東員町大字大木字十之縄 2843 番 1 地先から 員弁郡東員町大字大木字散田 2867 番 2 地先まで	令和 3 年 10 月 15 日
一般国道 477 号	三重郡菰野町大字菰野字御在所ヶ嶽一之谷 8503 番 1 地先内	令和 3 年 10 月 8 日
県道 亀山城跡線	亀山市御幸町字嶋田 272 地先から 亀山市御幸町字嶋田 275-5 地先まで	令和 3 年 10 月 13 日
県道	津市白塚町字弁天 4938 番 2 地先から	令和 3 年 10 月 20 日

上浜高茶屋久居線	津市栗真町屋町字中浜 1262 番 2 地先まで	
県道 安乗港線	志摩市阿児町国府字大山田 1053 番 1 地先から 志摩市阿児町国府字樋の水 1600 番 1 地先まで	令和 3 年 10 月 8 日

三重県告示第 621 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	421 号	員弁郡東員町大字大木字十之縄 2843 番 1 地先から いなべ市員弁町暮明字暮明前 241 番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 3 年 10 月 8 日

三重県告示第 622 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

桑名市

2 都市計画事業の種類及び名称

桑名都市計画下水道事業

流域関連桑名市公共下水道

3 事業施行期間

昭和 53 年 10 月 13 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 27 年三重県告示第 228 号及び平成 30 年三重県告示第 169 号の事業地に大字蛸塚新田字助右エ門、大字北別所字堀及び字天神広、大字西方字宗上、字梅ノ木戸、字楚婦上及び字岩花、大字上之輪新田字杉之木、字苗代割、字南沢、字西沢及び字沢側、大字福島、字元新田、字中江、字甚内、字大山田澤、字北小島、字川戸、字屋敷割及び字川田、大字東方字岸西、大字播磨字宮東、字岩花、字大行寺及び字向欠田、大字大仲新田字山神前及び字屋敷、大字五反田字西池城、大字森忠字笹原、清竹の丘並びに福島新町を加え、多度町小山字天王平、多度町戸津字藤塚、多度町御衣野字亥ノ谷、大字下深谷部字東山、大字西汰上字弥平田及び字沢渡、大字播磨字西新田、字鰻尻、字宮西、字沢南、字ダリ、字岸西下及び字鳥打、大字東汰上字八反田、大字福島字南沢、字立代及び字矢田野、大字東方字古川、字尾弓田、字播磨前、字日物谷、字西場様、字東川原、字福島前、字掛越及び字細貝道、大字西方字石間塚、字大谷及び字中田、大字大仲新田字屋敷前及び字新井水掛、大字五反田字小山、大字芳ヶ崎字大辻、字八瀬ヶ谷、字屋敷田及び字ハサマ、大字森

忠字正津及び字長坂、大字蓮花寺字高塚下、大字北別所字干物谷、字天神ヶ丘及び字岸西下、神成町二丁目、大字桑名字葭山、字砂割及び字太一丸、大字志知字敷田、赤尾台九丁目並びに大字赤尾字西山及び字中山を変更する。

三重県告示第 623 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、齋宮歴史博物館の特別展図録販売に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県多気郡明和町大字齋宮 2811 番地
公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会
- 2 委託の期間
令和 3 年 10 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 72 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立						
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考	
石川よしのり後援会	石 川 禎 紀	石 川 禎 紀	津市久居東鷹跡町 5-6	令和 3 年 9 月 15 日		
いとうみほを励ます会	伊 藤 三 保	伊 藤 三 保	いなべ市北勢町阿下喜 82-2	令和 3 年 8 月 27 日		
いなべサステナブル	篠 原 史 紀	篠 原 史 紀	いなべ市北勢町飯倉 467-3	令和 3 年 8 月 27 日		
萱間修後援会	萱 間 修	萱 間 修	津市美杉町丹生俣 1440	令和 3 年 9 月 17 日		
佐伯靖治後援会	佐 伯 靖 治	佐 伯 祥 子	いなべ市北勢町別名 269-1	令和 3 年 8 月 25 日		
三野やすつぐ後援会	三 野 泰 嗣	三 野 泰 嗣	伊勢市小俣町元町 1131	令和 3 年 8 月 30 日		
西井まりこ後援会	西 井 真理子	中 川 愁	いなべ市北勢町阿下喜 1908-2	令和 3 年 8 月 27 日		
2 届出事項の異動						
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党 21 世紀三重をつくる会	杉 本 忠 司	代表者	杉 本 忠 司	平 野 繁	令和 3 年 9 月 5 日	政党
いちみ勝之後援会	近 藤 康 雄	主たる事務所	亀山市東御幸町 59	津市栗真町屋町 480-1	令和 3 年 9 月 14 日	

環境と資源を守る会	河内孝治	主たる事務所 の所在地	津市城山三丁目 13-37	津市乙部 35-11	令和 3 年 5 月 31 日
元気な津市をつくる会	伊藤俊哉	主たる事務所 の所在地	津市城山三丁目 13-37	津市乙部 35-11	令和 3 年 5 月 31 日
中部電力労働組合 政治連盟三重総支部	山本和典	代表者	山本和典	番条喜芳	令和 3 年 6 月 1 日
翼く三重の会	山本和典	代表者	山本和典	番条喜芳	令和 3 年 6 月 1 日
三重県電力総連 治活動委員会	山本和典	代表者	山本和典	番条喜芳	令和 3 年 8 月 7 日
三重の明日を拓く 会	一見勝之	主たる事務所 の所在地	亀山市東御幸町 59	津市栗真町屋町 480-1	令和 3 年 9 月 14 日
三重民主連合	三谷哲央	代表者	三谷哲央	岡田克也	令和 3 年 7 月 1 日
		国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に 係る国会議員関 係政治団体	

三重県選挙管理委員会告示第 73 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
伊藤三保	市議会議員	いとうみほを励ます会	いなべ市北勢町阿下喜 82-2	令和 3 年 8 月 20 日
萱間修	市議会議員	萱間修後援会	津市美杉町丹生俣 1440	令和 3 年 9 月 15 日

三重県選挙管理委員会告示第 74 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定を取り消した旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

選挙管理委員会名 施設名 所在地 取消年月日
 四日市市選挙管理委員会 旧四日市市立笹川西 四日市市笹川五丁目 62 番地 令和 3 年 8 月 25 日
 小学校

三重県選挙管理委員会告示第 75 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示
 公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>四日市市</u>	<u>旧四日市市立 笹川西小学校</u>	<u>四日市市笹川五 丁目62番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する

三重県選挙管理委員会告示 76 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示
 不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
病院		病院	
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>鈴鹿市庄野町2550番地</u>	介護老人保健施設鈴の丘	<u>鈴鹿市庄野町字北蟻腰 2550番地</u>	介護老人保健施設鈴の丘
(略)	(略)	(略)	(略)
老人ホーム		老人ホーム	
津市藤方 1529 番地	サービス付き高齢者向け住宅すまいるはうす藤方	津市藤方 1529 番地	サービス付き高齢者向け住宅すまいるはうす藤方
<u>津市大園町 5-45</u>	<u>ハーモニーハウス津・大園</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>鈴鹿市木田町 1961 番地</u>	特別養護老人ホーム鈴鹿聖十字の家	<u>鈴鹿市木田町字間瀬口 1961 番地</u>	特別養護老人ホーム鈴鹿聖十字の家
(略)	(略)	(略)	(略)
名張市百合が丘西5番町27番地	特別養護老人ホーム第5はなの里	名張市百合が丘西5番町27番地	特別養護老人ホーム第5はなの里
<u>名張市夏見721-1</u>	<u>ハーモニーハウス名張</u>		

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 77 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 3 年三重県選挙管理委員会告示第 31 号は、廃止します。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

50 分の 1 の数 29,657

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 285,353

三重県選挙管理委員会告示第 78 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 3 年三重県選挙管理委員会告示第 32 号は、廃止します。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	75,647
四 日 市 市	85,023
伊 勢 市	35,057
松 阪 市	44,465
桑名市・桑名郡	39,983
鈴 鹿 市	53,414
名 張 市	21,712
尾鷲市・北牟婁郡	9,403
亀 山 市	13,196
鳥 羽 市	5,190
熊野市・南牟婁郡	10,173
いなべ市・員弁郡	19,282
志 摩 市	14,077
伊 賀 市	24,125
三 重 郡	18,130
多 気 郡	12,922
度 会 郡	12,483

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（経営体育成型））野田地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づ

き、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 3 年 10 月 11 日から同年 11 月 8 日まで
- 3 縦覧の場所
津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業期間
令和 3 年 9 月 27 日から令和 4 年 1 月 31 日まで
- 3 作業地域
四日市市水沢町、同市羽津甲、同市中村町、同市萱生町、同市千代田町、同市大鐘町、同市北山町、同市山城町、同市札幌町、同市小牧町、同市室山町、同市大字松本、同市桜町、同市川島町、同市尾平町、同市貝家町、同市山田町、同市堂ヶ山町、同市小山町、同市内山町、同市垂坂町、同市采女町及び同市波木南台

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）
- 2 作業期間
令和 3 年 9 月 27 日から令和 4 年 1 月 4 日まで
- 3 作業地域
松阪市櫛田町及び同市豊原町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 10 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業期間
令和 3 年 10 月 1 日から同年 11 月 5 日まで

3 作業地域

伊賀市西高倉、同市東高倉、同市伊那具、同市千歳、同市長田、同市平野蔵垣内、同市上野車坂町、同市荒木、同市大野木、同市白檜、同市大内、同市予野、同市大滝、同市治田、同市菖蒲池、同市四十九町、同市ゆめが丘4丁目、同市陽光台、同市蓮池、同市喰代、同市上神戸、同市比土、同市上林及び同市島ヶ原

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年10月8日

三重県警察本部長 佐野 朋 毅

- | | |
|----------------|--|
| 1 特定役務の名称 | 運転者管理システム改修業務委託 |
| 2 担当部署 | 津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課 |
| 3 契約の相手方を決定した日 | 令和3年9月24日 |
| 4 契約の相手方 | 津市栄町二丁目312番地
日本電気株式会社三重支店 支店長 高松 正嘉 |
| 5 契約金額 | 38,660,160円（うち消費税及び地方消費税 3,514,560円） |
| 6 決定手続 | 随意契約 |
| 7 随意契約の理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
